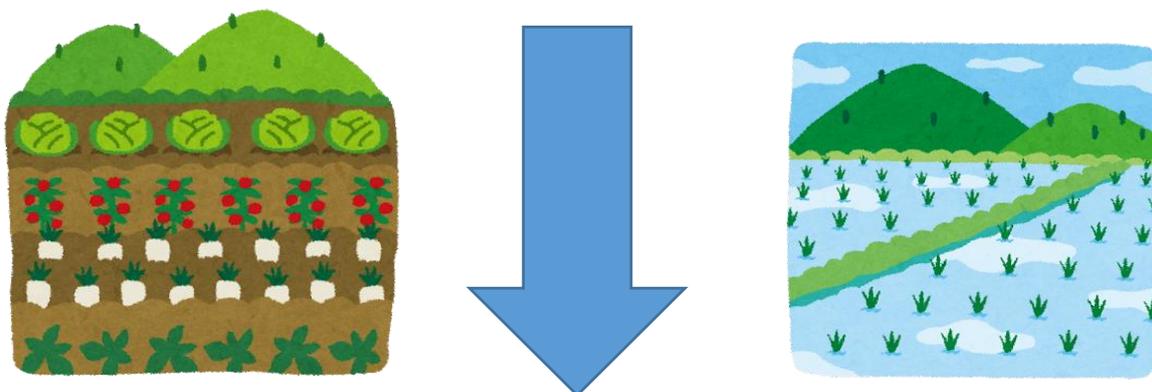


# 農地を相続したら届出を！

## 農地の相続をうけたときは



相続した農地の所在する市町村農業委員会に届出が必要です。

法務局で相続登記が完了したら、「**登記完了証**」を持って農業委員会へお越してください。

届出は相続してから概ね10ヶ月以内の期間に提出をお願いします。

- 山林も相続された方は山林の届出も必要となる場合があります。
- 農業委員会では、相続を受けた方が地元を離れていて自分で管理できない場合などのご相談もお受けします。

### 【お問い合わせ先】

胎内市農業委員会事務局  
胎内市新和町2番10号（胎内市役所内）  
（代表）0254-43-6111